資料４

第１回全世代型社会保障構築会議・
第１回公的価格評価検討委員会 合同会議
（令和３年11月９日）資料

公的価格の制度について

公的価格の制度について

	診療報酬（医療）	介護・障害福祉サービス等報酬	子ども・子育て支援新制度の公定価格
報酬・価格の決まり方	・２年に１度の実態調査で把握される医療機関等の類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する費用の額等を勘案して個々の診療行為ごとに報酬を決定	・実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する平均的な費用の額等を勘案して、原則３年ごとに報酬を決定	・教育・保育に通常要する費用の額を勘案して公定価格（基本額＋各種加算）を決定 ・公定価格の金額については人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げて算定 ・人件費は国家公務員給与の改定状況、事業費・管理費は物価の動向等を踏まえて毎年度改定
処遇改善の仕組み	看護師等の負担軽減のため、看護職員や看護補助者の配置増に対する加算等があるが、賃金改善を直接の目的とする仕組みはない ※医療においては、医師、看護職員、リハビリテーション専門職等多様な専門職がチームでサービス提供を担っている点に留意が必要	・処遇改善加算：介護職員が対象 ・特定処遇改善加算：経験・技能のある介護職員に重点を置いた加算 ※平成21年以降、介護職員の処遇改善加算の創設や順次の拡充等の取組を実施。 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件 ※障害福祉についても同様の仕組み	・処遇改善等加算Ⅰ：全職種が対象 ・処遇改善等加算Ⅱ：技能・経験を積んだ副主任保育士・専門リーダー等が対象 ※平成25年以降、保育士等の処遇改善等加算の創設や順次の拡充等の取組を実施 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件
費用負担	・患者負担 年齢・所得に応じて1～3割（高額療養費制度あり） ・給付費 診療報酬（保険料:公費=6:4）	【介護】 ・利用者負担　所得に応じて1～３割（高額介護サービス費制度あり） ・給付費 介護報酬（保険料:公費=1:1） 【障害福祉】 ・利用者負担　所得に応じて最大1割（高額障害福祉サービス等給付費制度あり） ・給付費　障害福祉サービス等報酬（全額公費）	・利用者負担　市町村が設定（上限あり） ※0～2歳は応能負担、3歳以上は無償 ・給付費 原則公費、一部事業主拠出金あり ※公立保育所等は地方交付税措置

保育士の処遇改善

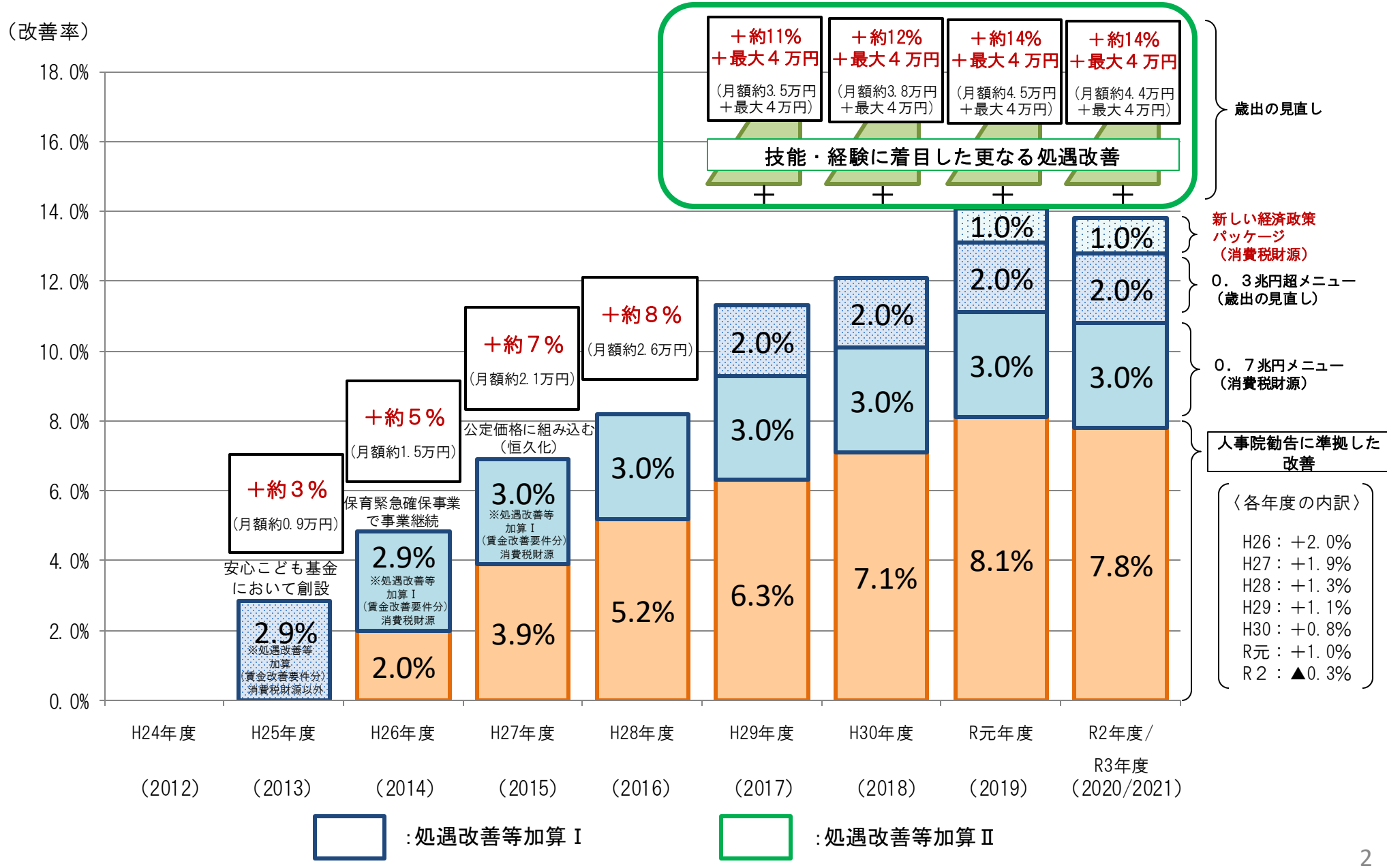
（改善率）
18.0%
16.0%
14.0%
12.0%
10.0%
8.0%
6.0%
4.0%
2.0%
0.0%
＋約３％
（月額約0.9万円）
安心こども基金において創設
2.9%
※処遇改善等加算（賃金改善要件分）消費税財源以外
＋約５％
（月額約1.5万円）
保育緊急確保事業で事業継続
2.9%
※処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）消費税財源
2.0%
＋約７％
（月額約2.1万円）
公定価格に組み込む（恒久化）
3.0%
※処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）消費税財源
3.9%
＋約８％
（月額約2.6万円）
3.0%
5.2%
2.0%
3.0%
6.3%
2.0%
3.0%
7.1%
1.0%
2.0%
3.0%
8.1%
1.0%
2.0%
3.0%
7.8%
＋約11%
＋最大４万円
（月額約3.5万円＋最大４万円）
＋約12%
＋最大４万円
（月額約3.8万円＋最大４万円）
＋約14%
＋最大４万円
（月額約4.5万円＋最大４万円）
＋約14%
＋最大４万円
（月額約4.4万円＋最大４万円）
技能・経験に着目した更なる処遇改善
＋
歳出の見直し
新しい経済政策パッケージ（消費税財源）
０．３兆円超メニュー（歳出の見直し）
０．７兆円メニュー（消費税財源）
人事院勧告に準拠した改善
〈各年度の内訳〉
H26：＋2.0%
H27：＋1.9%
H28：＋1.3%
H29：＋1.1%
H30：＋0.8%
R元：＋1.0%
R２：▲0.3%
H24年度（2012）
H25年度（2013）
H26年度（2014）
H27年度（2015）
H28年度（2016）
H29年度（2017）
H30年度（2018）
R元年度（2019）
R2年度／R3年度（2020/2021）
：処遇改善等加算Ⅰ
：処遇改善等加算Ⅱ

介護職員の処遇改善について

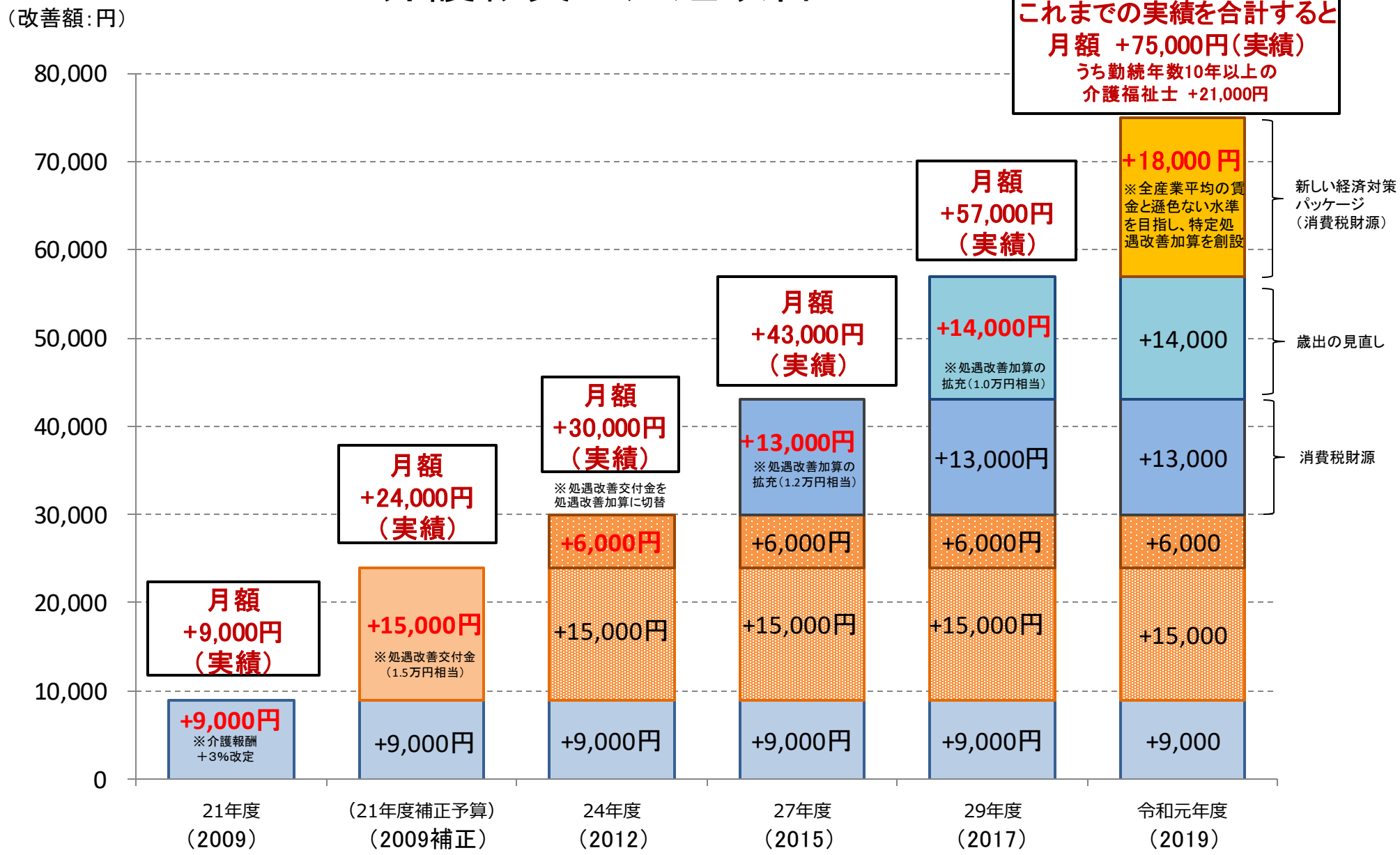

※ 各年度の月額処遇改善額（実績）は、全て「介護従事者処遇状況等調査」によるものであるが、それぞれ調査客体等は異なる。
※ 2012、2015、2017年度については、処遇改善加算を取得した施設・事業所の介護職員の月額処遇改善額（実績）。
2019年度については、特定処遇改善加算を取得した施設・事業所の介護職員の月額処遇改善額（実績）。

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

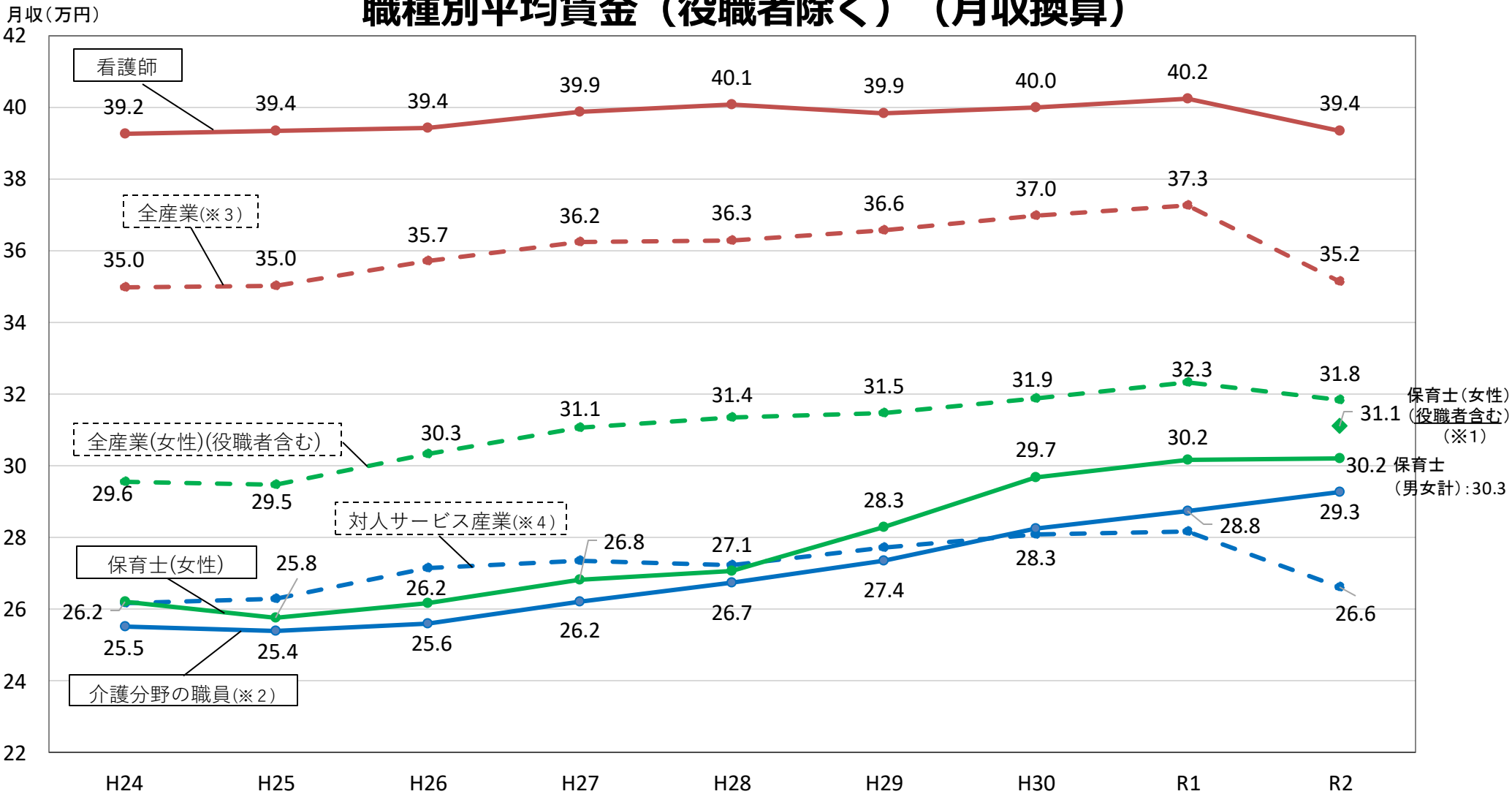

（出典） 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和2年までの各年で公表されたもの）を基に作成。いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）。

（注1）「役職者含む」としたもの以外は全て、役職者（令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年は10人以上の事業所の役職者）を除いた数値。

（注2） 「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。
「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

（※1）令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。
（※2）「介護分野の職員」は、令和元年までは「ホームヘルパー」及び「福祉施設介護員」を、令和2年は「訪問介護従事者」及び「介護職員（医療・福祉施設等）」をそれぞれ加重平均したもの。
（※3）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。
（※4）「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業，飲食サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」を加重平均したもの。